健保だより

ちから

WEB版

2019 11 No.19

健康であるしあわせ

平成30年度決算のお知らせ・監査報告について ……2～3
健康診断のご案内（令和元年度）……4～5
令和元年度インフルエンザ予防接種補助金支給要領 ……6
令和元年度被扶養者資格確認調査のお知らせ ……7
医療費控除と確定申告 ……8

大倉健康保険組合

＜医療費控除と確定申告＞

医療費控除とは、1年間（前年の1月1日～12月31日）の医療費の自己負担合計額が10万円を超えたとき、税務署に申告すると、納めた税金の一部が戻ることをいいます。申告の際には領収書等が医療費を支払った証拠書類となります。医療機関（病院、薬局など）にかかったら領収書等は捨てずに保管しておきましょう。

医療費控除の計算式

1年間に支払った医療費の合計－保険等で補てんされた額（※1）－10万円（※2）＝医療費控除額（※3）

（※1）健康保険組合や保険会社からの各種給付金

（※2）給与所得が年間200万円以下の方は所得額の5%

（※3）200万円が限度

◆対象になる医療費
医療費、医薬品代、通院交通費、歯科の自費診療分、補聴器等の購入、柔道整復師等の施術料等

◆申告期間は2月16日～3月15日まで居住地の税務署で受け付けます。
詳しいことは税務署にお問い合わせください。

◆生計を共にする家族（被扶養者）分をまとめて計算できます。

◆ドラッグストアで購入した風邪薬や鎮痛剤等の費用も対象となります。

◆通院にかかる自家用車によるガソリン代や駐車場代は認められません。

編集後記

健康保険組合事務局にとっては非常に緊張する5年に一度の厚生労働省・近畿厚生局の立ち入り監査も無事終了し一段落です。

常務理事：岩見　全啓

健康保険組合が保健事業としておこなっている年に一度の常備薬配布・斡旋では被保険者のみなさまのご協力をいただきありがとうございました。

事務長：藤井　香代子

当健康保険組合の財政は保険料率の引き上げにもかかわらず予断を許さない状況です。医療費、納付金の伸びといたちごっこです。

松川　恒雄

平成 30 年度 決算のお知らせ

（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

令和元年 7 月 26 日に開催されました組合会におきまして当健康保険組合の平成 30 年度の決算が承認されました。

収支の状況（一般勘定・健康保険）

健康保険組合の収入の主となる保険料収入は対前年度比 319 万 6 千円増の 1 億 8,144 万 7 千円となりました。繰入金は別途積立金繰入額が 2,500 万円と対前年度比 1,538 万円減となったため収入総額は前年度比 1,337 万 5 千円減の 2 億 1,621 万 3 千円となりました。

支出の面では、みなさまの医療費などに充てられる保険給付費が前年度比 3,088 万 2 千円減の 9,968 万 1 千円となり、また国の高齢者医療制度に納める納付金が前年度比 2,992 万 9 千円増の 8,302 万 3 千円となりました。その他支出を加えた支出総額は前年度比 236 万 6 千円減の 2 億 1,150 万 4 千円となりました。

以上から収支差引額は 470 万 9 千円となり、これを別途積立金に積立ました。

平成 30 年度決算の経常収支差引額は 2,714 万 7 千円の赤字となっており、3,364 万 7 千円の赤字となった 29 年度と比べ赤字額は約 1,000 万円減っています。構造的な経常赤字は継続しており、今後も当組合では医療費増や高齢者医療制度への納付金の増大が予想され厳しい健保財政が続いております。以上から平成 31 年度（令和元年度）には保険料率を 1000 分の 10 引上げ、1000 分の 100 とさせていただきました。

収支の状況（介護勘定・介護保険）

介護保険料収入は前年度比ほぼ横ばいの 1,938 万 6 千円となりました。

支出の面では前年度比 62 万円減の 1,811 万円を介護納付金として国に納付しました。収支差額の 548 万 1 千円を準備金に積立ました。

一般勘定・健康保険

収 入

調整保険料・その他	291 万円	1.35%
健康保険料収入	1 億 8,145 万円	83.92%
別途積立金繰入	2,500 万円	11.56%
国庫補助金	685 万円	3.17%
合計	2 億 1,621 万円	100%

支出

財政調整事業拠出金・その他	283 万円	1.34%
保健事業	688 万円	3.25%
納付金	8,302 万円	39.25%
保険給付費	9,968 万円	47.13%
事務所費	1,909 万円	9.03%
合計	2 億 1,150 万円	100%

決算残金処分

別途積立金	471 万円

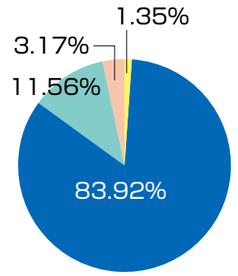

収　入

- 調整保険料･その他 291万円
- 健康保険料収入 1億8,145万円
- 別途積立金繰入 2,500万円
- 国庫補助金 685万円

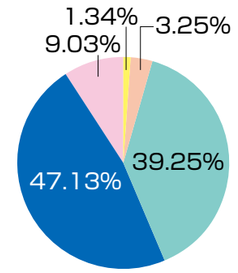

支　出

- 財政調整事業拠出金･その他　283万円
- 保健事業 688万円
- 納付金　8,302万円
- 保険給付費 9,968万円
- 事務所費 1,909万円

一般勘定・健康保険

決算の基礎数値

保険料率	事業主 1,000 分の 45 被保険者 1,000 分の 45	計 1,000 分の 90
被保険者数	男 321 人 女 81 人	計 409 人（平均）
平均標準報酬月額	男 387,979 円 女 240,678 円	平均 358,771 円

収 入

科目	金額（単位：千円）	1 人当たり額（円）
保険料	181,447	443,636
国庫負担収入	54	132
国庫補助金	6,852	16,753
調整保険料収入	2,659	6,501
繰入金	25,000	61,125
財政調整事業交付金	0	0
雑収入	201	491
収入合計	216,213	528,638

支出

科目	金額（単位：千円）	1 人当たり額（円）
事務所費	19,090	46,675
保険給付費	99,681	243,719
納付金	83,023	202,990
保健事業費	6,877	16,814
財政調整事業拠出金	2,655	6,491
その他支出	178	453
支出合計	211,504	517,125

決算残金処分

科目	金額（単位：千円）	1 人当たり額（円）
別途積立金	4,709	11,513

監査報告について

当組合は令和元年 10 月 31 日に厚生労働省・近畿厚生局保険課による 5 年に一度の立ち入り監査をうけました。監査項目は多岐にわたり近畿厚生局の監査担当官 2 名により午前 9 時 30 分より午後 5 時まで非常に密度の濃いものでした。若干の改善すべき指摘事項がありましたが、概ね良好との監査結果報告をいただきました。健保事務局の少ない職員数で多数の書類や資料を用意しなければならず大変でしたが、無事に監査を終えることができたのは事業主・被保険者の皆様のご協力のおかげであり、お礼申し上げます。

健康診断のご案内（令和元年度）

40 歳以上の被扶養者のみなさまに

大倉健康保険組合は今年度、特定健診をお近くの医療機関で受診できるようウェルネス・コミュニケーションズ㈱に健康診断業務を委託しております。ご案内は人間ドックのお申し込みをされていない方を対象にお送りしています。なお人間ドックを希望される場合は大倉健康保険組合（06-6353-7785）へご相談ください。

特定健診の受診には、健診予約センターでの事前予約が必要となります。同封の医療機関リストよりご希望の医療機関を選び、インターネット（パソコン・スマホ）または電話で予約をしてください。（注）期間内であっても医療機関によっては予約できない場合があります。

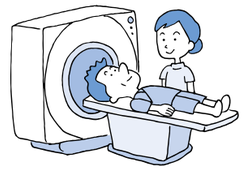

はじめのうちは自覚症状がほとんど出ないまま進行していく生活習慣病を予防するためにはライフスタイルの見直しが大切です。健康診断を受けていただきますようお願いいたします。

受診コース　特定健診　女性の場合

●基本項目

基本項目は自己負担0円、全額健保組合の補助で受診することができます。
医師診察、身体計測、血圧測定、腹囲計測、尿検査、血液検査

●希望選択項目

乳がん検診は「乳房エコー」または「マンモ」または「乳房エコー&マンモ」のいずれかひとつをご受診いただけます。

●自己負担金について

子宮がん検診・乳がん検診をご受診の場合、健保補助金の 5,500 円（税込）を超えた分の自己負担金が発生します。

自己負担のある検査を受診する場合は、当日、医療機関でお支払ください。

大倉健康保険組合の補助金 5,500 円（税込）を超えた自己負担金は下記の表の通りです。

◆自己負担金のパターン

		料金	A	B	C	D	E	F	G
子宮がん	子宮がん検診	6,600	○	○	○	○	-	-	-
乳がん	乳房エコー	6,600	-	○	-	-	○	-	-
	マンモ	7,700	-	-	○	-	-	○	-
	乳房エコー&マンモ	14,300	-	-	-	○	-	-	○
自己負担金			1,100	7,700	8,800	15,400	1,100	2,200	8,800

（税込）

あなたのご家族（被扶養配偶者等）は健保の健診を受けましたか？

健康保険組合では、被保険者だけではなく被扶養者であるご家族にも、健診を実施しています。対象となる方には、健保から健診のご案内をさせていただきましたが、あなたのご家族はもう健診を受けられましたか？

とくに 40 歳以上の方は、被扶養者であっても国が定める特定健診の対象者です。大切なご家族を守るためにも、ぜひ健診受診をすすめてください。

健診受診率が低いと健保財政に影響する!?

健診を受けていないと病気の発見が遅れ、治療費がかさむ原因になります。また、特定健診の受診率には国が定めた目標値があり、受診率が低い健保は、高齢者医療にかかる費用を多めに負担するしくみも導入されています。健診を受けることは、わたしたちの健保組合を財政的に守ることにもつながるのです。

健診を受けて安心！

食べ過ぎ・運動不足等の悪い生活習慣を放っておくと、メタボリックシンドロームを引き起こして、動脈硬化から心臓病・脳卒中などの生命に関わる病気を招くことになります。生活習慣病は、自覚症状が出る前、まだ健康なうちから定期的に健診を受けて体の状態を確認し、生活習慣を見直しましょう。

健診を活用しよう！

☑ 年 1 回は必ず健診を受けている

☑ 健診の結果は保存している

☑ 健診の結果に基づいて生活習慣を改善している

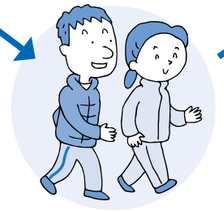

☑「要精検」などの判定をされたら必ず受診している

令和元年度インフルエンザ予防接種補助金支給要領

インフルエンザ予防接種を受けた被保険者・被扶養者の方に、
費用の一部を下記のとおり補助します。

●補助の対象実施時期

令和元年 10 月 1 日より 12 月末日の間において、国内のいずれかの医療機関でインフルエンザ予防接種を受けた方が対象です。

●補助の対象者

インフルエンザ予防接種実施時に、大倉健康保険組合の被保険者及び被扶養者を対象とします。ただし、65 歳以上及び中学生以下の方で、市町村等の条例等により費用の全額が※公的補助となる方は除きます。

※公的補助については、お住まいの市町村にお尋ねください。

●補助の額

インフルエンザ予防接種を実施した方 1 人につき、1 年度に 1 回を限度として予防接種に要した費用のうち 2,500 円を補助します。(2,500 円に満たないときは支払額の補助となります。)

申請方法

当健保組合の「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書（ホームページよりダウンロード）」に必要事項を記入し、医療機関発行の領収書の原本を添付してください。尚、領収書は返却しません。

- 接種料支払時に必ず正式な領収書を発行してもらってください。
- 領収書をお受け取りの際には、下記の◆領収書必須記載事項を必ずご確認ください。

◆領収書必須記載事項

1. 予防接種を受けた方の氏名（姓だけでは不可）
   1 枚に 1 名分のみ記載
2. 予防接種の内容等に『インフルエンザ予防接種』と明記
3. 予防接種を受けた年月日
4. 予防接種に要した金額（内訳・接種料の単価 等）
5. 予防接種を実施した医療機関名、医療機関・医師の認印
   （医療機関の印、またはその代表者の印、収納印、領収印 等）
6. ※レシート形式に於いても、医療機関の方に、上記“◆領収書必須記載事項（1）～（5）”を必ず記載してもらってください。
   内容がはっきりと読み取れないものは不可とします。

実施期間：令和元年 10 月 1 日～令和元年 12 月 31 日。
申請期間：令和 2 年 1 月 31 日までに健康保険組合に申請書を提出し受付けられたもの。

令和元年度被扶養者資格確認調査のお知らせ

被扶養者資格調査（検認）について

当健保では、保険給付適正化の観点から被扶養者調査を11月初旬より実施の予定です。これは被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。本来、扶養に該当しない人を扶養認定してしまうことは、健保組合の財政に大きな影響を与え、被保険者のみなさまの負担増につながってしまいます。

なお、調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定された場合は健保組合が定めた日、または事実発生日（就職等）をもって、被扶養者を削除させていただきます。（調査表等を提出期限までに提出されない場合は提出期限日をもって削除となります）

扶養確認調書をはじめ、添付書類等をご提出していただくことになり、お手を煩わせますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

※この調査は下記の法令・通達のもとにおこないます。
健康保険法施行規則第 50 条、厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号
厚生労働省保険局保険課長通知保発第 1029005 号
※調査は厚生労働省・近畿厚生局より毎年 1 回実施するよう指導を受けて実施するものです。
尚今年度より対象年齢を高卒以上から中卒以上に変更しました。

被扶養者の範囲

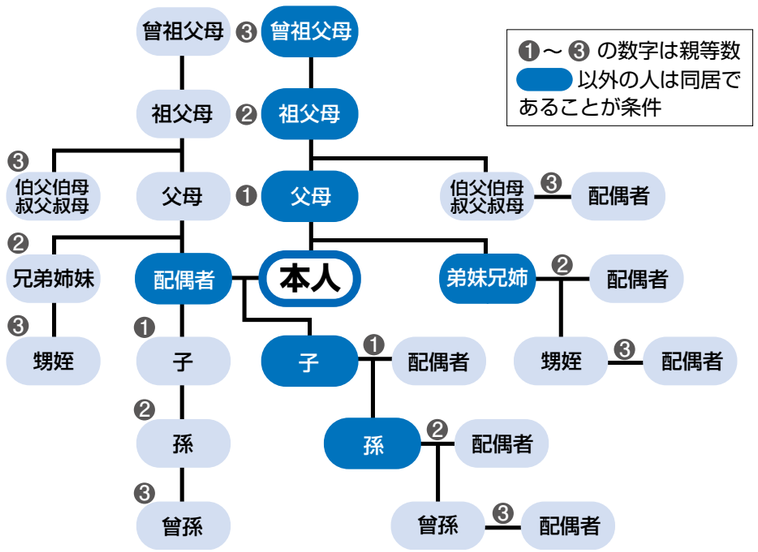

健康保険では、主に被保険者により生計を維持されている家族のことを被扶養者といいます。したがって被扶養者として認定されるには主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。